

第46回(2021年)国連人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択

- 2021年3月23日(現地時間)、第46回人権理事会(於:ジュネーブ)において、EUが提出し我が国が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議がコンセンサスで採択された。
(本年で14年連続14回目の採択。)
- 本決議の最終的な共同提案国数は55か国。

本決議における拉致関連パラ(仮訳)

拉致被害者及び家族が高齢化している中、国際的な拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性を、深刻な懸念をもって改めて強調。拉致被害者及び家族の長きにわたり被り続ける多大な苦しみ、並びに、特に2014年5月の日朝政府間協議に基づき、北朝鮮が全ての日本人に関する調査を開始して以降、北朝鮮が前向きな行動をとっていないことに対し深刻な懸念を表明。北朝鮮に対し、全ての強制失踪の申立てへの対処、その被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報の誠実な提供、全ての拉致被害者に関する全ての問題のできる限り早期の解決、特に全ての日本人及び韓国人拉致被害者の即時帰国の実現を強く要求。